

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：都市整備部都市計画課 No.008

処 分 名	景観重要樹木指定の提案
処 分 の 概 要	樹容が景観上の特徴を有し、良好な景観の形成に重要であって、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される樹木と認められるときは、樹木の所有者は当該樹木について、景観整備機構は市内の樹木について、市長に対し、景観重要樹木として指定することを提案することができます。
根拠法令等・条項	景観法（平成16年法律第110号）第29条第3項 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第11条
審 査 基 準	<p>景観法第29条第1項、第2項及び景観法施行規則第11条の規定による基準の他、春日部市景観計画に定められた景観重要樹木の指定方針によって、判断します。</p> <p>◆春日部市景観計画に定められた景観重要樹木の指定方針</p> <p>本市景観資源として登録された樹木で所有者が指定を希望するものや、景観形成上重要な役割を果たしている価値のある樹木で道路その他の公的空間から容易に見ることができ、以下の指定基準のいずれかに該当するものを景観重要樹木として指定します。指定にあたっては、所有者の同意を得るものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の景観資源に登録された樹木で、所有者が景観重要樹木の指定を希望するもの ・地域の歴史や文化を伝える上で、景観上価値のある樹木 ・地域の景観を特徴づけているものや、地域のシンボル、ランドマークとなっている樹木 ・地域に親しまれて良好な景観の形成に寄与している樹木
標準処理期間	個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであるため、設定しません。
設定年月日	平成26年4月1日
申請時期	随時
申請方法	本庁4階都市計画課窓口への提出
備 考	http://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/kenchiku/keikan/juuyou-kenzoubutsu.html

■景観法

(景観重要樹木の指定)

第二十八条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針（次条第三項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で国土交通省令（都市計画区域外の樹木にあっては、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。）で定める基準に該当するものを、景観重要樹木として指定することができる。

2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、その指定をしようとする樹木の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員。次条第二項及び第三十条第一項において同じ。）の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定は、文化財保護法 の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については、適用しない。

(景観重要樹木の指定の提案)

第二十九条 景観計画区域内の樹木の所有者は、当該樹木について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、景観行政団体の長に対し、景観重要樹木として指定することを提案することができる。この場合において、当該樹木に当該提案に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

2 景観整備機構は、景観計画区域内の樹木について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ当該樹木の所有者の同意を得て、景観行政団体の長に対し、景観重要樹木として指定することを提案することができる。

3 景観行政団体の長は、前二項の規定による提案に係る樹木について、指定方針、前条第一項の国土交通省令で定める基準等に照らし、景観重要樹木として指定する必要があると判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならない。

■景観法施行規則

(景観重要樹木の指定の基準)

第十一条 法第二十八条第一項 の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。

二 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

■春日部市景観計画

1) 景観重要樹木の指定の方針

本市景観資源として登録された樹木で所有者が指定を希望するものや、景観形成上重要な役割を果たしている価値のある樹木で道路その他の公的空間から容易に見ることができ、以下の指定基準のいずれかに該当するものを景観重要樹木として指定します。指定にあたっては、所有者の同意を得るものとします。

- ①市の景観資源に登録された樹木で、所有者が景観重要樹木の指定を希望するもの
- ②地域の歴史や文化を伝える上で、景観上価値のある樹木
- ④地域の景観を特徴づけているものや、地域のシンボル、ランドマークとなっている樹木
- ⑤地域に親しまれて良好な景観の形成に寄与している樹木